

大学の研究・教育に対する図書 館の在り方とその改革について

(第一次報告)

国 立 大 学 協 会

1970年6月27日

大学の研究・教育に対する図書
館の在り方とその改革について
(第一次報告)

目 次

まえがき	1
I 大学図書館の組織・機構と管理・運営について	4
1 大学図書館の基本的目的	4
2 機能の多様化	4
3 國際的水準への近代化	4
4 従来の図書館改革の動向	5
5 大学図書館実態調査結果	6
6 組織・機構の問題点	8
7 中央図書館と部局図書館	8
8 附属図書館の概念の抽象性	8
9 総合図書館の現在	9
10 組織・分掌規程について	9
11 図書館業務と図書館職員の特質と処遇	9
12 図書館における学習効果の改善	10
13 利用者、とくに学生への奉仕	10
14 集中管理の問題	11
15 人員不足	11
16 機械化	11
17 収書方針	12
18 藏書分類	12

II 大学図書館における研究・教育について	13
1 研究・教育に対する大学図書館の使命	13
2 基本問題について	13
(1) いわゆる一般教育と専門教育	13
(2) 既成概念脱皮の必要	14
(3) 過渡期における対策の必要	15
3 現実問題とその対策について	15
(1) 大学図書館の一般的状況	15
(2) 教育のための大学図書館の改善	16
1) 文献の整備・充実	16
a 指定図書の整備・充実	16
b 参考図書の整備・充実	16
c 一般教養図書の整備・充実	16
2) 奉仕関係	16
a 優秀なレファレンス・ライブラリアンの配置	16
b 複写業務の充実	17
c タイプライター室の利用	17
d 外部図書館(室)との交流	17
3) 視聴覚関係	17
a 視覚室の利用(映写・スライド)	17
b 聴覚室の利用(L.L.・音楽等)	17
4) 芸術・情操教育関係	17
a 美術展示室の利用	17
b 音楽演奏室の利用	17
c 演劇ホールの利用	17
d 写真資料室の利用	17
5) 読書会関係	17
a 読書会室の利用	17
b シンポジウム・ホールの利用	17

6) 施設および環境関係	17
(3) 研究のための大学図書館の改善	17
1) 教官・大学院学生の利用面における改善	17
2) 学部学生の利用面における改善	17
III 大学図書館と司書職制度について	19
1 従来の経緯の概要	19
2 従来の諸案の大要	19
(1) 国立大学図書館協議会の研究と要請	19
(2) 日本学術会議の勧告	21
(3) 日本図書館協会、ドキュメンテーション研究連絡委員会 等の活動	21
(4) 「大学図書館設置基準要項」の構想	21
3 司書職制度実現上の困難な点	21
4 大学図書館専門職制実現の方策と考慮すべき問題点	23
IV 大学図書館における情報処理と機械化について	26
1 電算機導入の必要性	26
(1) 業務停滞の解決	26
(2) 能率向上	26
(3) 業務総合運営と経費節約	26
(4) 学術情報検索	26
2 電算機適用業務	26
(1) 適用業務	26
(2) 端末機配置について	27
(3) 情報検索の対象	27
(4) 外国との学術情報交換	27
(5) 巨大データ・バンクの必要	27

3 電算化推進上の問題点	28
(1) 要員教育	28
(2) 周辺条件の整備	28
(3) 基礎データの収集	28
(4) 入力部分の工夫	28
(5) 漢字入出力	28
 V 大学図書館の建築と設備について	29
1 大学図書館施設計画の指針について	29
2 奉仕計画、管理運営のプログラム	29
3 成長、発展への対応	30
4 キャンパス内の位置	30
5 建物内の位置	30
6 人工的環境調整	30
7 座席数比	31
8 自由閲覧室、自習室	31
9 時間外利用	31
10 接架方式	32
11 資料のマイクロ化および特殊資料	32
12 簡易な設備の導入	32
13 機械設備の高度化	33
14 教育面での施設計画	33
15 研究面での施設計画	33
16 総合的機能についての施設計画	34
17 事務部門の施設計画	34
18 保存図書館	35
 附 I 国立大学における図書館学の振興について	36
II 国立大学における図書館予算について	38

大学の研究・教育に対する図書
館の在り方とその改革について
(第一次報告)

国立大学協会
1970年6月27日

まえがき

現在、国立大学においては、大学の管理・運営ないし研究・教育の在り方について多くの問題が提起されている。その間において、大学図書館についても、その重要性に関して言及された場合が少くないが、充分な調査研究を経た組織的な意見が表明されたとはいがたく、むしろ大学図書館問題はやや軽視されているように感じられる。しかし、問題の重要性について疑問の余地はなく、国立大学協会としても、調査研究を試みる必要があると考える。さきに図書館特別委員会が、本協会に設置されたのもこの趣旨に基づくものであり、大学図書館問題についての報告は一応おこなわれている。

もとより、大学図書館の在り方については、かららずしも画一的に律すべきではなく、それぞれ特殊性を有する大学が、独自の適切を判断にしたがつて問題を解決するほうが適当な場合もあるであろう。しかし、大学図書館問題については、すでに国立大学図書館相互間の連絡協議があり、また共同の研究調査機関としては、さきの国立大学図書館長会議、現国立大学図書館協議会が設立されており、同協議会は長年にわたり図書館問題の解決に当っており、その調査研究の成果には評価すべきものが少くない。

国立大学協会としては、これらの実績を踏まえて、昨年後半期以来、図書館特別委員会の作成にかかる報告案をここに提出し、各大学の大学改革のための参考に供するしだいである。もとよりこの報告は、国立大学協会の統一的見解としてまとめられたものではなく、大学において検討されつつある問

題に關し、各大学共通の理解を求めることをめざして作成されたものである。したがつて、その触れるところの多くは現在における問題点の指摘の域にとどまるであろうが、問題解決のための示唆も幾分かは示されているであろう。

大学図書館改革も、他の大学改革と同様に、現行法令の枠を越えて検討されている場合もある。それは、大学図書館の在り方を根本的に再検討するためには、ある程度は許されるべきことであり、本報告もかならずしも現行法令の枠内にとどまるものではないことをおことわりしておくしたいである。

このたび、国立大学協会大学運営協議会の研究部会において作成された、「大学問題に關する調査研究」（中間報告）が公表されたが、この際図書館特別委員会としても、これと重要な関係にある「大学の研究・教育にたいする図書館の在り方とその改革について」の意見をとりまとめ、これをもつて現時点では一応確定的な内容を備える報告として提出するしたいである。

図書館特別委員会は、この第一次報告の内容をより適切なものにするため、またできるだけ国立大学協会としての見解のまとまりを計るため、前述したように報告案を各大学に送付し、その意見を求めた。これに対する熱意に満ちた回答は、ただちにしかも繰々と寄せられ、大学図書館問題がいかに重要かつ緊急な解決を要請しているかが期せずして示されたのである。回答はその内容においても、当然のことながら多岐にわたり、報告案については一応の支持と評価が与えられるとともに、適切な修正ないし批判が寄せられた。これらの意見は、特別委員会によってつぶさに検討され、第一次報告に摂取された。これによつて報告案は全般にわたって改訂が施されたのみならず、あらたに多量の加筆がおこなわれた。（例えば、寄せられた回答の示唆にしたがつて、「国立大学における図書館学振興について」および「国立大学における図書館予算について」の二項目が追加された。）

国立大学協会は、第46回総会（6月27日）において、図書館特別委員会よりこれに関する報告をうけ、その結果これを了承し、「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告）として、国立大学協会名を

もって公表の運びに至った。

本報告書の構成は次のとおりである。

- I 大学図書館の組織・機構と管理・運営について
 - II 大学図書館における研究・教育について
 - III 大学図書館と司書職制度について
 - IV 大学図書館における情報処理と機械化について
 - V 大学図書館の建築と設備について
- 附 I 国立大学における図書館学の振興について
II 国立大学における図書館予算について

I 大学図書館の組織・機構と管理・運営について

1 大学図書館の基本的目的

大学図書館は、大学の研究・教育に対して、そのための素材的基礎を与えるものである。しかも、その素材とはたんに利用されるために備えられる消極的条件であるにとどまらず、素材を利用者に提供するという積極的機能を営まなければならない。したがって、大学図書館と大学の研究・教育とは、相互に規定し合い、相互に組織的に連繋し合う関係にあり、その意味で大学図書館は、大学の基本的目的である学術の研究および学生の教育に対し、決定的に重要な意義を持つものであるといえよう。

2 機能の多様化

大学図書館の果たすべき役割は、時とともにその領域が拡大され、たんに大学における研究・教育に資するばかりでなく、すんで学術情報を提供するとともに、これらの各種の機能を総合的に管理運営しなければならない。さらに図書館資料の増加に伴い、その一部を保存し、その内容に応じて特殊な利用に供する保存図書館の機能も期待されている。ただし、これはかならずしも大学図書館のみに固有の問題ではなく、これについては、大学から独立した保存図書館との間の分担制も考えることができるよう。

3 国際的水準への近代化

大学図書館は、その組織と運営において、また施設と設備において、国際的水準からみて著しく立ち遅れているにもかかわらず、遺憾ながら大学内における関心ははなはだ薄く、その役割についても正当な評価がくだされていない。しかも、大学の研究および教育活動の向上のために

は、大学図書館が近代化され、その整備・充実が計られることが、緊要な課題となっている。

4 従来の図書館改革の動向

戦後における図書館改革の動向は、けつして急速なものでもじゅうぶんなものでもなかつたが、長期的な展望においてすすめられており、若干の重要な問題点はすでに指摘され、解決への方策も提案されている。それらの実績は、次に指摘するような法令、基準、改善要項、勧告等の形式において見出される各種の資料が明白に語っているところであり、これらに基づいて各国立大学において、大学図書館改革の措置がとられてきた。

(1) 法令および基準等；

国立学校設置法（昭和24年法律150号）、国立学校設置法施行規則（昭和39年4月1日文部省令第11号）、大学図書館視察委員規程（昭和40年5月11日大臣裁定、文大情第289号）、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（昭和28年4月22日、文部省令第11号）、大学設置基準改善要綱（昭和40年3月31日）、大学図書館基準（昭和27年6月17日大学基準協会決定）、大学図書館設置基準要項の作成等について＜報告＞（昭和40年2月12日）。

(2) 改善要項等；

国立大学図書館改善要項およびその解説（昭和27年国立大学図書館改善研究委員会）、大学図書館の整備・拡充について＜勧告＞（昭和36年5月30日日本学術會議長代理桑原武夫）、大学における図書館の近代化について＜勧告＞（昭和39年11月17日日本学術會議長朝永振一郎）、大学図書館の改善について（昭和40年6月1日文部省大学学術局情報図書館課）、大学図書館の業務分析（全国国立大学図書館長會議司書職制度に関する特別委員会）、「大学図書館基準要項」の作成について＜趣旨と経過＞（昭和40年東京大学附

風図書館長伊藤四十二)、大学図書館施設計画要項(文部省管理局教育施設部昭和43年3月)。

これらの中から、とくに次のような局面を、大学図書館に関する集約的な問題点としてとりあげておく。

「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」第2条第2項においては、「当該大学の事情により、評議会の議を経て……附属図書館長、附属病院長……を評議員とすることができる」と定め、また「大学図書館基準」第2基準一の2においては、「図書館長は専任を原則とし、その職は学部長と同様に重視されなければならない」と定める。これらの法令、基準に示されているように、大学図書館の学内における地位については、従来の組織・制度のうえでは、その機能をじゅうぶんに發揮できるだけの重要性が与えられていなかつた実情にかんがみ、これを適正な地位にひきあげることが考慮されたのである。

5 大学図書館実態調査結果

しかし、各国立大学においては、このような考慮はじゅうぶんに払われず、なお旧来の状態が放置されている場合も少なくない。昭和44年3月に公表された「昭和42年度大学図書館実態調査結果報告」(文部省大学学術局情報図書館課)によれば、上記の諸点について国立大学の状況は次のとおりであった。このような統計的な結果についての分析はさらに精密な作業を要するが、ここには大学図書館管理についての傾向性をあらわすものとして掲げる。

A 館長の地位					
選出者			評議員との関係		
学長	教授会	図書館運営委員会	その他	自動的に評議員に	
				なる	ならない
31	19	3	21	33	※28

※ 評議会を置かない大学も含む

-6-

B 商議会および運営委員会									
図書行政商議会					図書館運営委員会				
委員の選出者			構成		委員の選出者			構成	
学長	教授会	その他	館長を		学長	教授会	その他	館長を	
			含む	含まない				含む	含まない
2	7	3	10	2	7	43	12	60	2

C 管理方式									
人 事					經 理				
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
数字は図書館、図書室等の回答数									
67		117	81	11	50	46	38	86	50
									8

〔人 事〕

- a 人事は、中央図書館でおこなう。
- b 役職者の人事のみ、中央図書館でおこなう。
- c 人事は、所属機関でおこなうが、その際中央図書館に相談する。
- d 人事は、所属機関でおこなう。
- e その他。

〔經 理〕

- f 経理は、中央図書館が全面的に担当する。
- g 図書館資料購入に関する経理についてのみ、中央図書館が担当する。
- h 図書業務(図書費、物件費)に関する経理は、各図書館(室)が独自に担当する。
- i 図書館資料購入に関する経理についてのみ、各図書館(室)が担当する。
- j すべての経理は、学部・研究所等の事務室が担当する。

k その他。

6 組織・機構の問題点

大学図書館は有機的な統一体として管理・運営されなければならない。しかし、現行の大学図書館の組織・機構は、このような管理・運営のためには、かならずしも適切でない面を含んでいる。組織・機構に関するこの意味での問題点のうち、最も主要な論点は、国立大学の大学図書館が、中央図書館、分館または部局図書館を総合したものとしての機構を持つていないところにある。

7 中央図書館と部局図書館

中央図書館は、大学図書館活動を総合的に管理し、その各部分の連絡・調整にあたるものとされる。分館は、中央図書館の総合的管理のもとに従属し、その業務の分散が必要である場合に設置される。部局図書館は、大学図書館活動に関し、中央図書館ならびに他の部局図書館との連絡・調整に協力することを必須の条件として設置されるものである。大学図書館活動は、総合的に管理され、各部分の活動はよく連絡・調整されなければならないが、この機能を果たすものは中央図書館であり、その機能についていえば、中央図書館は総合図書館であるといえる。しかし、部局図書館の場合、その機能については通例研究図書館であることからしても、部局すなわち学部・附置研究所等の業務管理のもとに運営されるところから、中央図書館・分館図書館と部局図書館——機能上からすると総合図書館と研究図書館——の管理・運営については、相互にかならずしもじゅうぶんな調整が得がたいのが通例である。

[注]ここにいう中央図書館、部局図書館等は、機構上の類別名称であり、総合図書館、研究図書館、学習図書館等は機能上の類別名称である。

8 附属図書館の概念の抽象性

大学図書館が附属図書館であるとされている場合、附属図書館という概念はかならずしも各大学において明確ではない。大学図書館長が附属図書館長としての職名を持つという一点を除けば、附属図書館には固有の事務組織を欠く場合が多く、学内の各部局図書館(室)に対する関係も、強力を管理者的立場ではなく、総意的な連絡調整者であるにとどまり、通常固有の権限は賦与されていない。大学の図書館活動が有機的な統一を欠きがちであるのは、このような機構上の問題に基因していることが多い。

9 総合図書館の現在

総合図書館としての中央図書館は、制度上の基礎づけを与えられており、これには事務組織が附属している。

10 組織・分掌規程について

「国立学校設置法施行規則」第5節「事務組織等」その他に、国立大学図書館に設置できる事務組織についての規程があり、総務・整理・閲覧の各業務に関する組織・分掌規程が定められる。この種の規程ならびに業務の内容については、いよいよ拡大されつつある図書館活動の実情に応じて、修正なり全面的再検討なりが望ましい。

11 図書館業務と図書館職員の特質と待遇

大学図書館の職員は、事務職員、技術職員、労務職員のほか、図書専門職員からなる。その業務は基本的に教育と研究に素材的基礎を提供するための操作であり、準備的な技術的作業から始まり、資料あるいは学術情報を提供するに至るまで、終始奉仕的態度に徹することが要請されるなど、一般業務とは異った性格を備えている。このように専門職員と

しての業務を担当するにもかかわらず、その地位および待遇については、等級号俸の分布についてみれば、昇格年限に達しても依然として滞留する人員数が多く、それも4等級を越えることはきわめて困難である。業務は質・量共に多様化しつつ増大しているのに対して、図書館員の待遇がかならずしも適正であるとはいがたいことは問題であるのみならず、いわんや総定員法による図書館職員の定員削減の方針は、図書館業務を著しく圧迫するものというべきである。昭和44年8月、国立大学図書館協議会が、これらの点について、大学図書館の取扱いの特例を文部大臣に要望しているのは、じゅうぶん根拠のあることといえよう。

12 図書館における学習効果の改善

大学における教育方法としては、講義・実習・演習などによる情報伝達方法が最も通常の形態であろうが、その学習効果を高めるためには、学生の自習のための図書館の設備や機能の整備・充実を必要とするのみならず、図書館施設のなかには、放送、ビデオ・テープレコーダー、その他の視聴覚設備、外国語教育における語学ラボラトリなどの工学的方法を導入すべきであろう。

13 利用者、とくに学生への奉仕

さらにすすんで、大学図書館の管理・運営面の実態を調査の結果、次のような諸問題がみとめられる。

一般に、大学図書館の果たすべき機能をじゅうぶんに認識したうえで、その管理・運営の方針が立てられていない場合が多く、とくに図書館商議会および図書館運営委員会などの活動もかならずしも積極的でない場合も多い。利用者の最大多数を占めるのは学生であるにもかかわらず、それへの奉仕はけつしてじゅうぶんとはいえない。そのため、およそ大学における研究と教育の両者は背馳しがちであるが、この矛盾は図書館活動において

てもあらわれており、研究・教育の両面にわたっての全学的な管理・運営の方策はじゅうぶんには整理されていない。

14 集中管理の問題

図書館資料は全学の共同利用の建前をとらなければならぬが、集中管理がおこなわれていないために、重複購入などによる予算の適正な使用は阻まれており、逆に蔵書構成にも欠落を生じている場合があり、図書館の機能を低下させている。この弊はとくに教官についてみられ、教官当積算校費で購入した資料は図書館資料であるにもかかわらず、これを個々の教官研究室に極度に分散配置し、学生、大学院学生および他の教官の共同利用を阻んでいる。

15 人員不足

利用学生数の増加と学術情報量の激増に対して、図書館職員はほとんど増加していないのみか、逆に総定員法による削減さえおこなわれつつある。図書館の利用者への奉仕という見地から、夜間開館およびその時間の延長は不可避的な要請であるにもかかわらず、図書館職員の人員不足は著しい。したがって、緊急にその最低限の必要数を充足する必要がある。

16 機械化

図書館業務の近代化とともに、その合理化、簡易または高性能電子計算機の導入、すなわちICOカード、国会カードの利用、コンピューターの設置などを実施するとともに、高度の役割を果たすべき情報図書館への道を積極的に検討すべきである。

17 収書方針

全学的にいって、蔵書構成についての計画性を欠き、収書方針も未確定である場合が非常に多い。これも、管理について中央集中方針が確立されていない結果のあらわれである。図書行政については、一般的な傾向としては集中管理方式の採用が望ましいが、各大学の特殊性を考慮して、管理方式にも各大学の特殊性をうち出す必要がある。

18 蔵書分類

蔵書の分類法についても、その改善と統一が望ましいが、ここにも過度の分散管理方式への傾向がみられ、適正な一般方針の樹立が必要とされるゆえんである。

II 大学図書館における研究・教育について

1 研究・教育に対する大学図書館の使命

大学に附属する図書館が、大学における研究・教育および一般教養にとって欠くことのできない重要な機関であることはいうまでもない。すなわち、大学図書館施設計画要項（文部省管理局教育施設部 昭和43年3月）において、大学図書館の使命が、「大学における研究・教育活動の重要な機関であるとともに、総合的教養の場としての役割をも果たすものである」と定義づけられているゆえんである。

大学図書館の重要性は、旧制度下の大学においてもうたわれていたのであるが、新制度においては、学生の予習・復習時間数はあらかじめ授業時間数に算入されており、当然学生は各種の文献を利用する必要があり、図書館の役割は一層重きを加えるに至った。その他、レポートの作成、演習における口頭発表などのためにも、文献の利用は不可欠といつてよい。のみならず、研究・教育のための文献利用以外に、総合的教養に資するという点で、図書館の果たすべき使命は一段と重くかつ広くなつたといえよう。新制大学においては、狭義の学術の研究と教授のほかに、豊かな教養を備えた人間の育成が重視されているが、そのためには必要な教養がほかならぬここでいう総合的教養である。

要するに、大学図書館は機能上、総合図書館、研究図書館、学習図書館、保存図書館の四種類に便宜上分けられているが、大学図書館の使命ないし役割をこれを要約していなれば、前述のように、研究・教育・総合的教養の向上へ寄与するということに尽きるといえるのである。

2 基本問題について

(1) いわゆる一般教育と専門教育

現在、現時の大学教育は、通常一般教育と専門教育に分けて実施さ

れている。このうち一般教育科目としては、その内容により、人文学系、社会科学系および自然科学系の三系列に分かれ、ほかに外国語、保健体育の科目が課せられている。大学設置基準にしたがえば、以上の授業科目の種類に応じ、一定種・一定部数の図書および学術雑誌が系統的に整備されることが要請されている。

しかしながら、近時、いわゆる一般教育に対して種々の批判が加えられるに至った。なかんずく、従来の大学教育の二段階的な在り方に對する批判の声は大きく、一般教育改善の論議は大学紛争によっていっそりの拍車をかけられるに至った。また、一般教育の概念自体も、たとえば主専攻と副専攻という新しい方式ないし考え方を加味することによって変化をせまられているといえよう。あるいはまた、水準の高低によって、一般教育と専門教育の二つの課程に分けることを廃し、学部課程四ヶ年を通じて、一般教育と専門教育（あるいは専門分野に傾斜した教育）とを適宜並行的に実施する方法をも考慮すべきであるという意見も出されている。（国立大学協会、教養課程に関する特別委員会「大学における一般教育と教養課程の改善について」昭和44年11月）

(2) 大学および大学図書館についての既成概念脱皮の必要

以上のような批判は、一見いわゆる一般教育を軽視しているかのようにみえるが、それは誤解といるべきであろう。問題は、一般教育の否定にあるのではなく、一般教育の成果をいかに向上させるかにある。たとえば、しばしば指摘されている高校教育との重複についても、その部分は一般教育からはずし、大学の一般教育は、「大学における教養教育」として真にふさわしいものでなくてはならないとの意見も出されている。（上記「大学における一般教育と教養課程の改善について」参照。）一般教育あるいは教養教育は、それが大学においておこなわれる以上、学問上の専門分野から切り離された内容であってよい

はずではなく、この際この点について、認識をあらたにする必要があろう。

大学教育の在り方が是正されるとすれば、それに対応して大学図書館の役割も修正される必要があろう。大学図書館についての既成概念にとらわれることなく、と同時に大学図書館独自の歴史と性格を無視することなく、大学図書館のあるべき姿をより根本的に考え直す必要があろうと思われる。

(3) 過渡期における対策の必要

大学における学部課程の教育に一貫性をもたせることが期待される以上、大学図書館も、理想はこれをあくまで高く掲げるにせよ、直面している現実的な諸問題を回避することなく、その改善を早急かつ強力に実施することが緊要と思われる。

換言すれば、大学ないし大学図書館の新しい改革がどういう方向でおこなわれるにせよ、当然改善されるべき点を不間に付しておくべきではないのである。むろん、そのような現下の問題の処理の方向が、新しい理念の方向と著しく相違するような事態は避けなくてはならないが、大学図書館の改革にはかなりの時日を要することを考慮して、理想にのみ走り、現実を忘れることのないよう、じゅうぶん留意すべきであろう。

3 現実問題とその対策について

(1) 大学図書館の一般的状況

国立大学における図書館は、大学により、その規模・形態・内容は多種多様であり、画一的に考えることは適当でない。しかし概括していいうならば、大学には通常中央図書館および研究室に附属する図書館（室）が置かれている。前者は機能的には総合図書館の性格を備え、利用者は全学的であるが、学部学生を中心として学生の利用度が高い

場合が多く、したがって学習図書館としての性格も備えているのが通常である。後者は機能的には研究図書館の性格を備え、利用者は主として助手を含む教官および大学院学生といえよう。

「大学図書館施設計画要項」においては、学部学生の学習と教養の場としての役割を果たすために、学習図書館がおこなうべき奉仕活動として、六項目の業務があげられている。また一方、研究図書館のなすべき活動として、四項目の業務が示されている。しかし、それらの業務内容を比較するとき、両者間の相違もさることながら、むしろ重複する点が多く見出され、これによつても大学図書館の機能についての従来の概念は、根本的に再検討し整理すべきであろうと思われる。当面の問題としては、学部学生のための改善に重点をおき、そのためには次項(2)で述べるような施設および機能の充実が必要であろう。また一方、研究室に附属する図書館(室)にも種々の問題が潜在しているが、それに関する(3)において要点のみ触れておくしたいである。なお念のため(2)において項目別に羅列したのは、大学図書館改善の方策の一つのサンプルとして例示するものであつて、なお検討を重ねる必要があると思われる。(たとえば、視聴覚室、演劇館ホール等を図書館に設置することの可否等。)

(2) 教育のための大学図書館の改善

主として大学における教育のために、大学図書館は以下列挙する諸点に留意して、その整備・充実を計らなければならない。

1) 文献の整備・充実

- a 指定図書の整備・充実
- b 参考図書の整備・充実
- c 一般教養図書の整備・充実

2) 奉仕関係

- a 優秀なレファレンス・ライブラリアンの配置

- b 複写業務の充実
- c タイプライター室の利用
- d 外部図書館(室)との交流

3) 視聴覚関係

- a 視覚室の利用(映写・スライド)
- b 聴覚室の利用(L・L・音楽等)

4) 芸術・情操教育関係

- a 美術展示室の利用
- b 音楽演奏室の利用
- c 演劇ホールの利用
- d 写真資料室の利用

5) 読書会関係

- a 読書会室の利用
- b シンポジウム・ホールの利用

6) 施設および環境整備(これについてはV「大学図書館の建築と設備について」を参照されたい。)

(3) 研究のための大学図書館の改善

研究室に附属する図書館(室)の改善は、大別して二つに分けて考えられる。

1) 教官・大学院学生の利用面における改善

2) 学部学生の利用面における改善

a については、学術文献の蔵書構成、収書方法等に関する問題もあり、その解決を促進しなければならないが、他方、本報告のIにおいて述べられているように、部局間の連絡・調整の改善によって、ある程度の改善は実現可能と思われる。したがって、その部分についてはここではくりかえさない。

b については、研究室に附属する図書館(室)は、その性格上、本

来教官の利用を中心に生成発展してきたものといえよう。そのため、最近顕著になっている問題は、学部学生の利用に対する配慮がうすい点である。研究室図書館（室）において、図書館（室）としての機能のみに終始し、学習図書館（室）としての機能がほとんど考慮されていない点がこれである。すでに述べたように、大学には通常中央図書館がおかれしており、そこに学習図書館の機能も備わっている場合も多いのであるが、利用者の便宜を考慮し、中央図書館と連絡を密にしながら、研究室に附属する図書館（室）を改善することは、大学図書館の利用度を高めるためにも、今後重要な課題であると思われる。

III 大学図書館と司書職制度について

1 従来の経緯の概要

大学図書館の司書職の実現に関しては、従来、国立大学図書館協議会においても検討が加えられ、改善の具体策もたてられ、文部省その他関係方面への要請もおこなわれてきた。このほか、日本学術会議、日本図書館協会等からも、司書職制度の実現についての勧告や要請がたびたびおこなわれてきた。また、国立大学のみならず私立大学も、近年この問題と真剣にとりくむようになったが、遺憾ながらまだ実現をみていない。以下、司書職制の実現をめざして、どのような推進がなされてきたかの経緯の概要、立案された諸案の大要、実現を阻害していた原因と目されているおもな点、および今後とくに検討・推進すべき課題や方策について述べる。

2 従来の諸案の大要

(1) 国立大学図書館協議会における検討とその要請

国立大学図書館協議会では、昭和30年ごろから司書職制確立のための研究がなされ、その結果は32・33年にかけて、全国国立大学図書館長会議に報告された。

この報告は、昭和26年2月に、人事院公示によって発表された「職種の定義および職級明細書」中の司書の項の考え方、27年の「国立大学図書館改善要項」図書館法による司書資格の実情等に基づいて、次の具体策を提案した。

- 1) 「国立学校設置法施行規則」を改正して、国立学校の職員の職種に、「司書職員」あるいは「司書・司書補」を加える。
- 2) 「学校教育法」を改正して、学校や大学の職員の職種に、「司書職員」あるいは「司書・司書補」を加える。

3) 「司書」の資格の中味としては、
a) 大学卒業程度の基礎学力
b) 図書館法に規定する司書講習の内容の履修と基礎教養 c) 「国
立大学図書館改善要項」に規定するような、学術資料の収集・整理
・提供およびこれらについての利用上の補導と資料研究の能力
d) 図書館学の授業のできる能力 以上が要求されている。

4) 「大学設置基準」を改正して、「司書・司書補」を加える。司書
は、大学卒業後に図書館法第6条による司書に必要な科目を履修す
るか、または、大学在学中にこれに相当する図書館学の科目を履修
した者で図書館において3年以上の司書補としての経験を有し、かつ
大学図書館の司書として定められた研修を修了した者とする。

国立大学図書館協議会では、以上のような案を文部省・大蔵省等
に示してきたが、新制大学発足後今日に至るまでに、次のような案
も検討された。

- a 図書館職員のうち、若干を教育職員（助教授、講師、助手等）
にふりかえる案。
- b 図書館に、教授・助教授・講師・助手を配置する案。
- c 国立総合大学では司書官を設け、これを1・2・3の3等級と
し、1級司書官を館長、副館長になりうるとする案。

国立大学図書館協議会は、昭和39年5月、司書職問題の改善を
期して「司書職制度に関する特別委員会」を設置し、従来の諸案と
その問題点を再吟味し、その実現の促進を図った。同委員会は司書
専門職の中味を検討し、これを「大学図書館の業務分析」（日本図
書館協会発行）として昭和43年に発表した。なお、同協議会は44
年度から上記の特別委員会を改組して「司書職制度調査研究班」を
設け、専門職の定義・分類・階層化および専門職を図書館に位置づ
ける諸方式の得失等について、目下検討をすすめている。

(2) 日本学術会議の勧告

日本学術会議は、昭和36年5月、「大学図書館の整備拡充について」を総理大臣に勧告し、このなかで、「大学図書館職員としての専門
職の制度を確立する措置を講ずること」を挙げており、また39年11
月には、「大学における図書館の近代化について」を政府に勧告して、
このなかでも「専門職制の確立」について触れている。この間、学術
会議においても大学図書館の近代化についての広範な討議がなされ、
その報告も公表（39年11月）された。

(3) 日本国書館協会、ドキュメンテーション研究連絡委員会等の活動

これらの諸団体も最近まで、公的なステートメントなどの形で、大学
図書館の近代化に伴う専門職の設置について関係方面に要請をおこ
なっている。

(4) 「大学図書館設置基準要項」の構想

文部省に設けられていた「大学基準等研究協議会」では、図書館特
別部会をおき、大学図書館設置基準要項について検討してきたが、同
部会では、上記の諸動向との関連をふまえながら、昭和40年2月、
標記の要項を協議会長に報告した。このなかでは大学図書館の職員を、
図書専門職員、技術職員、事務職員の三種に分かち、図書専門職員に
ついては「大学における図書館員養成課程の修了者またはこれと同等
以上の能力を有するものでなければならない」と規定し、さらに、
「たえず研修の機会が与えられなければならない」と述べている。この
考え方は、図書館専門職についての、近年までの検討のほぼ結論と
なるものを示していると考えてよい。

3 司書職制度の実現を阻害する問題点

司書職制度が今日まで実現の運びに至らない理由として、およそ次の
ような事情が考えられる。

- (1) 司書職業務の専門性・困難性の程度、責任性の高さや範囲が、かならずしも明確でなかったこと。この点については、「大学図書館の業務分析」がある程度の回答を提供したといえよう。
- (2) 司書職の業務が教官や一般職から理解されることが比較的に乏しいこと。
- (3) 図書館法による司書は、昭和42年度までは、専門学科15単位、昭和43年度からは19単位（大学卒）となったが、この程度では、かならずしも専門職とは称しがたいこと。まして教授・助教授等に肩をならべる専門職を考えるとなると、単位数についても、またその後の研修や研究業績についても、検討・改善の余地が大きい。
- (4) 実際問題として、教授・助教授・講師等に匹敵する司書職の数が、現状ではきわめて少ないとこと。
- (5) また、実際問題として、司書業務に現在従事している者の中には、その資質・勤務実態などにおいて問題があるとされる面もあること。これには、大学の人事行政のなかで、図書館員の配置の方法に問題があつたこともあわせ考えるべきである。
- (6) 司書職の必要、その内容の責任性、困難性などについては、ある程度理解もされてきたが、これを専門の職制とするには、昭和26年公示の人事院の司書職制案が、結局、案にとどまっている実情からして、司書職を大学の職種のなかに新設するには、なお検討すべき問題が多いこと。すなわち、専門性をささえる理論上の高さと、実際上の業務内容の水準との落差、司書職と他の職種との関連、その他、上記の国立大学図書館協議会の司書職制度調査研究班の課題など、解決を要することがらが少なくない。
- 要するに、司書職の必要性は充分認めるが、その実現は、諸般の実情から、時期尚早というのが、行政当事者一般的の見方といえよう。
- しかしながら、一方で、大学図書館に対する大学の要求がますます強

いものとなり、また学術情報の量も激増し、その内容・形態・材質なども多様化し、したがって情報の蓄積・組織化、操作・提供の方法なども多様化しているので、大学図書館の経営には、いっそう高度の理論と技術が必要となってきている。これを欧米の大学図書館の専門職の配置・待遇・活動内容等に照らしてみると、わが国の大学図書館の進歩を阻んでいる原因の一つは、司書職制の確立に踏みきりえない点にあるといえよう。かつ、人事院では、昭和38年度以来、「図書専門職員」採用試験を実施し、43年度までに、合格者544名、採用者323名となっている。このような実情から、司書職制度実現の必要はよりいっそう高まってきているので、その具体化を強く推進し、早期の実現を図るべきである。

そこで、以下、大学図書館専門職制を確立していくために今後検討し、打開していかなくてはならないおもな問題点とその解決の方向を掲げよう。

4 大学図書館専門職制実現の諸方策と考慮すべき問題点

- (1) 専門職と判定する基準をよりいっそう明らかにすること。このため、学歴・専門教養・現職研修・経験年数・研究業績のおさえ方、業務の専門性・責任性・困難性の考え方などについて目標となるものを確立していくことが必要である。「大学図書館の業務分析」では、大学図書館の業務を13部門に分け、各部門の専門的業務を総計106の個業に分けて、各個業の定義・内容・専門性・困難性・責任性について記述している。なお司書職を専門職として確立するには、大学卒を最低とし、これに大学図書館運営に必要な学習を加え、経験年数も3年以上とするなどの措置が必要である。なおまた、大学図書館の機能の拡充・発展に伴い、書誌活動・情報活動・参考調査業務などのために、研究職員の設置も検討することが望ましい。

- (2) 専門職を大学の人事制度の中に位置づけるために、職位・職級について具体案をつくること。別立ての俸給体系とする案、上級の位から専門職制を設定する案、1級司書官が館長・副館長となりうる案などについて、この際じゅうぶんに検討し、実現可能な具体案を作り、これを強力に推進すべきである。なお具体的には、当面、司書職員が事務長・事務部長へ昇進する道を拡充するとともに、事務長・事務部長に並ぶ地位への昇進の道を講すべきである。
- (3) 専門職と非専門職との比率についての目標を持つとともに、現在の司書の分掌や配置について改善を図ること。このため、一方で高度の専門的能力を持つものを育成するとともに、他方、現在の図書専門職員を各学部・分室等にも最低1名は配置しうるよう、専門的職員のはば広い配置を図ることが必要である。
- (4) 現在大学図書館で、専門職にあたる立場で勤務している人々の勤務の実態を把握すること。大学の人事行政における図書館員の配置・採用・昇進・職務内容などについて在来の実情と改善上の問題点を徹底的に分析検討し、改善策を具体的に推進することが緊急である。
- (5) 大学図書館員の研修や研究発表の機会をより多くすること。大学図書館員が職務の特殊性に対する自覚を高めることもきわめて必要である。
- (6) 現制度の中で、現在、文部省がとりつつある司書の昇級・昇格措置の進行を促進すること。これは、当面優遇策としての意味を持っているので、その枠を拡大するなどの措置が必要である。
- (7) 大学における図書館学と司書講習の実状を明らかにし、その整備・拡充を図ること。すなわち、大学では、一面において、司書資格者の増員を図るとともに、他面、図書館法に規定する司書講習の科目・単位の程度にとどまることなく、大学における図書館学の内容を拡充し、さらに図書館学の大学院課程の整備を急ぐべきである。

- (8) 現行の図書館法による司書講習の科目・単位（単位数は19単位。内3単位は演習）をより高める措置を講じること。すなわち、昭和42年に、文部省の「司書講習等の改善に関する会議」が立案した講習改善案のうち、上級司書に必要なる2単位を目標として、上級司書の養成を期する講習を早急に実現することが必要である。これと同時に、大学図書館を希望する受講者に対しては、その職務にふさわしい学習内容を提供することが望ましい。
- (9) 専門職としての司書職制度実現のため、国家試験による資格付与の方式を検討すること。この案は、重要な意味を持つものと考えられるので、その内容をじゅうぶんに検討し、その具体化を図ることが望ましい。
- (10) 大学図書館についての考え方の発達・普及を図ること。大学改革案が内外において検討発表されつつある今日、大学の関係者が、大学図書館に託すべき課題や新しい大学図書館像を追究し、大学図書館についての思想の発展と普及を期することが大切である。
- (11) 大学図書館の人事政策を大学図書館の望ましい在り方に則して改善すること。大学図書館業務の近年における急激な増大と、望ましい大学図書館像の追究とに対応し、専門職・非専門職を通じて大学図書館員の構成・員数・勤務内容等の全体を総点検し、とりわけ現在、最難関に直面している定員減の問題を開いて、必要な定員を確保し、専門職のみならず、一般職についても有能な大学図書館行政官を育成し、合理的・能率的な勤務体制の確立を図るべきである。この際、大学図書館相互間の人事交流を可能にするなど、人事政策の抜本的・総合的策案が必要であろう。

IV 大学図書館における情報処理と機械化について

1 電算機導入の必要性

- (1) 図書館職員の人数の不足による業務の停滞は、このまま推移すれば情報氾濫と利用人員の激増によってますますはなはだしくなることが予想され、電算機化なしではとうてい解消できないであろう。
- (2) 業務の能率と質が向上することによって図書館の利用価値がますます高まり、研究・教育にいっそうよく貢献することができよう。
- (3) 業務を広い範囲にわたって総合的に運営することが可能となり、それによって重複を省き、全体として経費を節約することができよう。
- (4) 文献その他学術情報の検索システムを発展させることは、これから研究の条件として緊要な施策であるが、これを推進する母体ないし中核としては現在の図書館が最も適しているといえよう。

2 電算機適用業務

- (1) 図書館業務のうち、次に掲げるものは電算機で処理することが可能であり、またそれによる効果が大きいと思われる。
 - a 1 図書の受入（購入・製本・寄贈）
 - a 2 図書の登録
 - a 3 図書の分類
 - a 4 図書目録の作成
 - a 5 図書の検索
 - b 1 逐次刊行物の受入（購入・寄贈）
 - b 2 逐次刊行物の登録
 - b 3 逐次刊行物の分類
 - b 4 逐次刊行物目録作成
 - b 5 逐次刊行物の検索

- c 1 学術資料寄贈交換事務
- c 2 製本文務
- c 3 新着図書速報
- c 4 各種統計の作成
- d 貸出

- (2) 学内各所に多数の端末機を配置し、これを中央図書館の電算機と通信回線で結び、時分割方式によって即時処理をおこなうようにすれば、前項の各号の業務がいっそう能率的に遂行できるばかりでなく、問合せによる相互利用がきわめて便利になるであろう。これをさらに広い区域に拡大し、いくつかの大学を通信回線で結ぶことも検討に値する。
- (3) 情報検索システムは将来は全国的あるいは国際的な規模で、巨大かつ強力なものになることが予想される。大学図書館がこれとどう連携すべきかが問題である。さしあたりまず対象として考慮すべきは、次のようなものであろう。
 - a 文献情報の検索
 - b データの検索
 - c 視覚資料の検索
- (4) 外国との学術資料交換の手段として、電算機用磁気テープ等の使用がますます盛んになる傾向がある。そのためにも電算機を備えた情報センターが必要である。
- (5) 巨大なデータ・バンクに各種の学術情報を蓄えておく場合、研究者はこれを検索してそのままとり出しうるばかりでなく、これを加工し、とくに圧縮してとり出すことができるようにならなければならない。このために、このシステムの中核となる電算機はかなり強力なものでなければならない。

3 電算化推進上の問題点

(1) 要員教育

図書館職員を電算化に向けて教育しなければならない。そのための第一歩として最も良い方法は、例えば学内の現有の電算機を用いて小規模の模擬システムを実現し、電算化された業務の感触を体験させることである。このような教育を積極的に計画し実施することが望ましい。

(2) 周辺条件の整備

前項の模擬システムはまた、電算機周辺、とくに人間との接合点の諸条件を整備する上にも有効である。入力・出力の書式、各種のコードの制定などはこの段階でじゅうぶんに試行を重ねて検討するのがよい。

(3) 基礎データの収集

システムへの負荷の定量的な見積り、処理速度、入力速度、出力速度などにつき、実測と模擬試行に基づく信頼度の高いデータを獲得し、それによって釣合のとれたシステムを設計すべきである。図書館業務はその性質上、いわゆる標準仕様の電算機本体を「ともかく」導入すれば軌道にのせられるというようなものではないことにとくに注意しなければならない。また、一般に学内の他の電算機システムとの共用ないし協同の可能性とその価値について留意する必要がある。

(4) 図書館業務では入力部分が重要な隘路になりやすいので、そこに格段の工夫がいる。従来のパンチ・カード以外に、マーク・カード等の利用にも留意する必要がある。

(5) 和書に關係して漢字の入出力の問題がきわめて深刻である。漢字データタイプのほか、图形表示装置とライトペン（入力用）、XYプロッタ（出力用）なども検討に値するであろう。

V 大学図書館の建築と設備について

1 大学図書館施設計画の指針について

大学図書館施設計画の指針は、大学図書館施設要項と同解説（文部省管理局教育施設部：昭和41年3月）にその大綱が述べられている。これはこの種の指針として最新のもので、かつじゅうぶんの検討を経たものであるから、基本的にはこれによつて施設計画が進められるべきである。

なお施設規模についても、この要項に示された算出基礎に基づいた改訂が施行されることを希望する。

以下に述べる諸点は、この“要項”に盛られているものもあるが、図書館施設の現状からみて、とくに強調すべき事項である。

2 奉仕計画、管理運営のプログラム

施設の建築的な計画や設計に入るに先だって、図書館側では、将来に向って、どのような奉仕活動をどの程度までおこなうか、どのような管理運営方式をとるか等についてじゅうぶんに検討した上で、具体的なプログラムを作成する必要がある。建築施設に対する具体的諸要求は、このプログラムに基づいてまとめられるべきである。なおプログラム作成にあたっては、少なくとも図書館の専門家と建築計画の専門家が参画すべきである。

また建築や家具の設計にあたっては、このプログラムに沿った指導・助言を設計者に与えられる体制をとることが望ましい。

このことは、新築の場合はもちろん、既設のものを増築あるいは改築する場合にも必要で、その際、現在の方式や既存の施設にとらわれるところがないよう注意しなければならない。

③ 成長、発展への対応

従来の大学図書館は、モニュメンタルな施設として建てられ、成長や発展に対応しにくい形態を持つものが多い。今後の計画に当っては、機構の拡充・改組、学生数の増減、蔵書の増加など、機能の変化や規模の増大に関する予測をなし、柔軟に対応できるような計画的配慮が必要である。

④ キャンパス内の位置

図書館は、機械および機能上の種類にもよるが、対象とする利用者により利用し易い位置に設けるべきで、なるべく休時間の“短時間利用”もできるような位置におくことが望ましい。そのためにはキャンパス内諸施設との関連が重要で、全体計画の見通しの下に位置設定をおこなう必要がある。なお全般に周辺環境の整備如何が、図書館利用に大きな影響を及ぼすことも留意すべき点であろう。

⑤ 建物内の位置

図書館を構成する諸室のうち、出納ホール、目録スペース、参考図書室、雑誌閲覧室、指定書閲覧室、一般閲覧室などは、とくに出入口の近くに設ける必要がある。

最近の傾向として、建物が大型化し、図書館が他の施設と複合して建築される場合が多いが、その際も外から近接し易い地表に近い階に設けられるべきことはいうまでもない。

⑥ 人工的環境調整

図書館では、プランニング上諸施設が同一フロアに有機的関連を持つように配慮されることが望ましいので、暖冷房や照明等人工的環境調整に頼らざるを得ない。その意味で、いわゆるモデュラー・プランニングも

かなりよい解決であるといえよう。

⑦ 座席数比

座席数比については、学習上必要とされる一応の基準が「要項」に示されているが、実際には、利用者の種類、専攻分野、出納方式などによって異なるので、大学の実情を考慮してきめられるべきである。学生の利用は、蔵書構成、サービスの程度、環境の整備状態等魅力の程度によって相当に高くなるものであるから、「要項」の数値（学部学生 20%、大学院 30%、はかならずしも高いとはいえない）

⑧ 自由閲覧室（ラウンジまたはブラウジング）、自習室など

図書館には、くつろいで読書や思索にふけることのできる雰囲気のある自由閲覧室やラウンジおよびブラウジング（軽読書室）を設けることが望ましい。しかし、図書や資料の利用を伴わない場所のみの利用者（不閲者）に対する自習の場合は、図書館内部に置くよりも、学生の所属する学部や学科の近くに分散されていることが望ましい。そしてそこには、ロッカーを設けるなど、なるべく設備をよくし、安定した場をつくる生活の場としての安定をはかる工夫が望ましい。そのためには学部施設の面積基準の一部改正も必要であろう。

⑨ 時間外利用

大学図書館では、教職員や学生にとり時間外の利用ができることがきわめて大切である。したがって施設計画においては、館員の負担を最少限にとどめる範囲内で建物の一部分を時間外にも開放できるようにし、暖冷房や照明などの建築的設備はもとより、出入の管理方式等をあらかじめ考えておくべきであろう。

10 接架方式

利用者が図書館資料に直接接架できるか否か、また利用に際してチェックを受けるか否か、施設計画に先だってそのシステムと範囲（開架冊数と資料の種類）および閲覧室の種類をあらかじめきめておく必要がある。

従来の図書館は、資料の保管を重視するあまり、全般的に閉鎖的であった。今日の計画では、利用者の図書に対する親近性を高めるような自由開架式等を積極的にとるべきである。

図書亡失に対する配慮から、その実施が消極的になったり、入退館のチェックが厳重になりすぎたりして、逆に利用にくくなる場合も生ずる。このような不都合を解消するためには、物品管理法上図書に対する適用が利用者全員について考慮されるよう、改正される必要があろう。

11 資料のマイクロ化および特殊資料

資料形態が多様化してきた今日では、各種の資料についての扱い方や、その保存方法、収納庫、検索方法など考慮する必要がある。とくにマイクロフィルム、マイクロフィッシュ、マイクロカードなどマイクロリーダー室やマイクロラボ室、またランゲジラボやAV資料室などの諸施設に対して、設計条件をあらかじめきめておく必要がある。

12 簡易な設備の導入

簡易な自動複写設備や自動販売機など、人手のかからない諸設備を図書館に備えることは、利用者にとっても、館員にとっても大いに好ましいことである。施設計画にあたっても、これらの設備を有効に配置することにより、幅広く動線の単純化をはかることが可能になる。しかし、現金の扱い、光熱水料、建物使用料、貸借契約など事務手続が煩雑になり、かえって人手がかかる場合もあるときくが、事務の簡素化につ

いては慎重な配慮が必要であろう。

13 機械設備の高度化

今後大学図書館には種々の機械化が導入されるであろう。機械設備の設置にあたってはとくにその目的が効果的に達成されるように具体的な見通しをたてて計画し、かつその維持管理をもあわせて考えておく必要がある。機械設備としては、搬送設備、通信設備の高度化はもちろん、文献検索、事務能率化などに対するコンピューター導入も近い将来に実施されるであろう。今後あらたな施設を設ける際には、当然これらの設備を計画に組み入れておかなければならない。

14 教育面での施設計画

大学図書館は、従来とかく教官本位のものとなっていたが、本来学生利用も対等にあわせ考えられるべきであろう。とくに学部学生の学習施設としては、次の諸点を考慮して計画することが望ましい。

- (1) 閲覧室には開架書架を設ける。
- (2) 開架図書は数万冊とし、主題別に配架する。
- (3) 館外貸出を積極的におこない、その手続の簡易化をはかる。
- (4) 参考図書室を設け、少なくとも基本的参考図書を整備する。
- (5) 指定図書制を強化する。
- (6) とくに短時間利用や夜間利用が可能なようにする。

15 研究面での施設計画

研究者に対する図書館奉仕活動は、大学の事情にもよるが、学科や部局の枠を越え、専門分野に対応して高度のサービスができる体制をとるべきである。情報の形態は近年ますます多様化し、その量も急増しつつある。中でも学術雑誌は、情報資料として著しく重要視されるようにな

ってきた。計画に当ってはこれらに留意するとともに、その利用に対する文献模写、二次資料の作成などの要請が高まっていることにも注意を払い、今後文献分析、情報検索などとあわせ、研究者への情報サービスがどこまで研究活動に対応しうるか、その果たしうる機能をじゅうぶん検討してからなくてはならない。

16 総合的機能についての施設計画

大学図書館活動の総合的管理および連絡調整をおこなうもので、そこでは総目録の整備活用、他大学との相互協力、総合的情報管理、図書館員の研修などがおこなわれる。これらの機能は、中央図書館が果たすべきものとされ、そこには貴重図書、図書館学資料、学内資料等特殊資料のセンターが置かれるばかりでなく、とくに情報検索や速報等のサービス拠点ともなるであろう。とくに後者は、将来全学的な情報センターとしての機能を有する施設に発展する可能性がある。

施設計画にあたっては上記の諸機能を充足し、かつ大学運営上の変化に対応できる施設であるべきである。

17 事務部門の施設計画

図書館のサービス機能を円滑に發揮するためには、利用スペースの計画のみならず、背後にあってその運営を司る受入・整理部門や運用部門など、全体としてバランスのとれた計画が必要である。すなわち、受入から整理業務へと一貫した流れ作業が必要であり、書庫や目録スペース、レファレンス部門との連絡はもちろん、利用者の動線と交錯しない配慮が必要である。また単位面積は書架、事務用目録、ブックトラックの通路などから、一般事務室よりはるかに大きくなる。執務環境も採光・照明などを考慮されるべきである。直接対人接触を伴う運用部門の職員のためにはスタッフ・ラウンジなど、くつろげる部屋がほしい。職員研修

の施設も考慮すべきであろう。

18 保存図書館

保存図書館は、蔵書量の急増に対し、全学各所にある使用頻度の非常に低い資料や古くなった資料を集め、利用し易い形で整理保管するもので、これにより各図書館（室）の蔵書構成が不均衡となるのを防ぎ、かつスペースの有効な利用をはかるとするものである。またこれは一大学のものとしてではなく、他の類縁機関を含め全国的なブロック別計画をたて、相互協力体制を建前とした設置および運営に関する立法措置を講じ、財政的裏付が保証されてこそ、はじめて効果的な成果が期待できよう。

保存図書は下記の諸点に留意して計画することが望ましい。

- (1) その位置は、数大学の共同利用のため、各大学から離れた敷地におけることになる。したがって交通の便はもちろん、場合により宿泊設備も考慮したい。
- (2) 利用頻度の少ない図書は、各大学の全蔵書の半数以上にのぼるであろう。
- (3) たんなる倉庫ではなく、再整理して保管し利用に供するので、相応の人員と整理スペースが必要である。なお、保存図書館の立法化に当っては、重複本の管理換や等価交換、国際交換などの可能性について考慮しなければなるまい。
- (4) 書庫は閉架で、コンパクトスタックに收め、その収納力を増す工夫が必要である。
- (5) 蔵書目録の整備・刊行およびその配布につとめ、共同利用に資するよう積極的な働きかけが必要である。
- (6) 保存図書館と各大学の総合図書館の間には、つねに緊密な連絡を保ち、資料の送達方法、複写設備を完備すべきであろう。

附 I 国立大学における図書館学の振興について

ここには次のように問題点を列挙したい。

- 1 国立大学における図書館学の教育ならびに研究は、国立短期大学としての図書館短期大学が設置されているほかに、若干の国立大学教育学部に講座が設置されているばかりで、はなはだしく不充分な条件のもとにおこなわれている。もとより、大学図書館の関係者は、業務に携わる間に、かねて備えている司書的な専門的知識に加えて経験的に図書館学の素養を備えるに至り、おのずから図書館学の研究を積むに至っている場合はありうるであろう。しかし、国立大学において、講座として教育と研究を遂行している場合はきわめて稀であり、大学院に至ってはまったく欠けている。もし図書館の運営について、すでに欧米では発達をみていく図書館学が寄与すべき役割も少くないとするならば、わが国の国立大学には図書館学についての教育と研究の条件を備えていないことは、少々からざる欠陥であるとしなければならないであろう。
- 2 図書館学 (Library Science, Bibliotekswissenschaft)とは、情報の蓄積ならびに流通に関する学問であるから、図書館学という名称はかならずしも現在の拡大しつつある図書ないし情報に関する学問についての適切な表現ではないであろう。これについては、なお適切な用語を考慮することも必要である。
- 3 現在の国立大学においては、ほとんど顧みられていないにしても、国立大学においても図書館学の教育と研究、ことに図書館学の教員・研究者を養成すること、またその前提として図書館学そのものの研究を推進することはきわめて重要な課題である。私立大学においては、すでに図書館学の科目はかなり重視されており、慶應大学においては図書館・情報学科が設けられており、その上に大学院修士課程さえ備えられているのに比較すると、その立ちおくれは著しい。国際的にみれば、図書館学

については、博士号さえ制定されているのに対して、その差はさらに大きい。

- 4 もし、国立大学に図書館学の諸科目が設置されるとすれば、学部については、資料部門・整理部門・経営部門・情報工学部門など、大学院については情報に関するシステム、ドキュメンテーションについての諸学科目を考慮すべきであろう。これに加えて、図書館学の研究のためには、研究所あるいは研究施設を設置することが望ましく、それらは学部乃至研究所の内部に設置されるほかはない。しかし、現行法令が改正されば、むしろ大学図書館内に、附属研究所または研究施設として置かれることが適當であろう。
- 5 現在図書館学が対象とするのは、たんに図書資料だけにとどまらず、マイクロフィルム・音声資料・磁気テープなどにわたって拡大されている。この状況に際しては、いよいよ、図書館が果たすべき機能に関して、あらたな領域が発生することは、事実上明らかであるばかりでなく、これには科学的な展望と、組織的・統一的な対応とが望ましいことはいうまでもない。大学図書館は、未解決の問題を抱えているばかりでなく、それとともにすでに将来の問題さえ不可避免的にとり扱わざるをえなくなつた。これについてみても、学問としての図書館学が果たすべき役割は大きい。
- 6 ここには、以上のように、問題をとりあげて国立大学に、またできることならば大学図書館に、研究所・研究施設・大学院・学部のそれぞれに、図書館学のための課程を設置することの必要を指摘しておきたい。

附Ⅱ 国立大学における大学図書館の予算について

ここでは次のように問題点を列挙したい。

1. 国立大学図書館の予算・図書館運営費と称せられるものは、実際には大学予算の組織上、独立的ないし自主的な予算としては与えられていない。原則的にいって、大学予算は、文部省予算においては、事項別に組まれているが、それはとくに指定事項、すなわち、いわゆるひもつきとされていないのが通例であり、指定されていないかぎり、当初予算においては一本の科目として、大学に交付されることになる。大学は、これを大学予算の支払項目別に組み替えをおこなわなければならない。この点は大学の自主性の建前から成立している慣行であって、それ自体は尊重されなければならない。
2. ところが、大学内の予算の構成は、当該の大学の慣例や方式によって処理される。その際、多くの大学では、大分けをして次の各科目、1.国立学校、2.附属研究所、3.附属病院、4.施設整備費、5.本部、の五本の柱に分割するのが通例であり、図書館予算は慣例上特定の積算の基礎を持つものではなく、本部費の一部分にほかならない。
3. 国立学校、附属研究所・附属病院などについては、学生当積算校費・教官当積算校費などの根拠を与えられており、講座制を基礎とする大学の建前からすれば、最も重要な、かつ確実な支払項目にほかならないが、図書館運営費に至っては、その種の基礎を持っていない。要するに、本部費の一部を慣例上分け与えられているにすぎない。ただし、学部その他の部局から、その国立学校費の一部分を、場合によっては特定割合だけ、または、ある額を慣例上分与されている場合は少なしとしないが、これはかならずしも一般的ではなく、本部の経費、いわゆる本部留置分の一部を分配されていることになるであろう。その際、本部経費も、かならずしも明確な積算の基礎を持つのではないが、本部留置分はいかなる

国立大学でも、ある意味で優先的に確保されているので、学内の重要性については、図書館運営費に比較して、はるかに確実である。

4. 図書館運営費に属するものでも、そのうち若干の部分、たとえば図書館維持費の名目であるとか、図書購入費などの名目で計上されている場合にも、それは実情に対して不足している。
5. 大学図書館にしては、一般的にいって制度的裏づけに乏しく、制度上の予算を確立する必要がある。そのためには、国立大学内の予算編成に際しては、国立学校、附属研究所・附属病院と並んで、附属図書館の項目が立てられるべきであり、教官・学生に対する経費と並んで図書費が確立される必要がある。
6. 図書館運営のための所要人員にしても、なにゆえに図書館業務が絶えず膨張しているのに対してなんらの考慮も払われず、それのみが総定員法によって定員削減の措置さえとられるのかは、まったく諒解に苦しむところである。図書館について、所要人員を完備し、削減措置から除外することは図書館にとって最少限の必要である。
7. 大学図書館が、大学の研究・教育に対して果たしている不可欠の役割にかんがみて、従来伝統的な国立学校科目の過度な偏重を正し、それと同等の重要性を与えるのが至当であろう。

正 誤 表

頁	行	誤	正
目次 (1)	3~20	1., 2., 3.....18.	1, 2, 3.....18
" (2)	2~3	1., 2.	1, 2
	7	3.	3
	11~以下	イ, ロ, ハ, ニ	a, b, c, d
" (3)	3~4	a, b	1), 2)
	6~7	1., 2.	1, 2
	13~14	3., 4.	3, 4
	16	1.	1
	21	2.	2
" (4)	1	3.	3
	8~10	1., 2., 3.	1, 2, 3
2	下から 5~6	従って	したがって
"	3	総会に	総会(6月27日)に
6	243年3月)43年3月)。
	20	作案	作業
7	C表	イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, リ, ヌ, ル	a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k
	下から 1~13	イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, リ, ヌ	a, b, c, d, e, f, g, h, i, j
"	9	その他	その他。
8	1	ル その他	k その他。
16	下から 3~5	イ, ロ, ハ	a, b, c
"	1	イ 優秀なレフアランス。	a 優秀なレフアレンス。
17	1~14	ロ, ハ, ニ,	b, c, d,
	16	参照されたい)	参照されたい。)
	20	a	1)
	21	b	2)
	下から 2	繰り返さない。	くりかえさない。
18	6	置かれており,	おかれており,
19	11~12	目されてるおもな点	目されているおもな点
20	1	イ)	a)
	2	ロ), ハ)	b), c)
	5	ニ):	d)

頁	行	誤	正
	1 4	イ	a
	1 5	ふりかえる案	ふりかえる案。
2 0	1 6	ロ	b
	"	配置する案	配置する案。
	1 7	ハ	c
	1 8	とする案	とする案。
2 1	3	この中で、	このなかで、
	6	この中でも	このなかでも
	"	を述べている。	について触れている。
	7	近代化についての(昭. 3 9. 1 1月)広範な	近代化についての広範な
	8	公表された。	公表(3 9年 1 1月)された。
2 3	"	実施し、その合格者は、4 3年 度までに合格者…	実施し、4 3年度までに、合格 者…
2 6	下から 1 ~ 1 0	(a1),(a2),……(b4),(b5)	a1 , a2……b4 , b5
2 7	1 ~ 5	(c1),(c2),(c3),(c4),(d)	c1 , c2 , c3 , c4 , d
	1 6 ~ 1 8	(a),(b),(c)	a , b , c
2 8	1 1	十分に	じゅうぶんに
3 6	3	1.	1
	7	経済的に	経験的に
	1 5	2. 図書館学 Library Scien ce, Bibliotekwissen haft	2 図書館学 (Library Scie nce, Bibliotekwissen schaft)
	1 6	流通にかんする	流通に関する
	2 0	3.	3
3 7	3	4.	4
	1 1	5.	5
	1 2	研究テープ	磁気テープ
	1 4	新たな	あらたな
	下から 3	6.	6
3 8	" 4	場合はよしとしないが、	場合は少なしとしないが、

本文中「充分」とあるは「じゅうぶん」とそれぞれご訂正下さい。